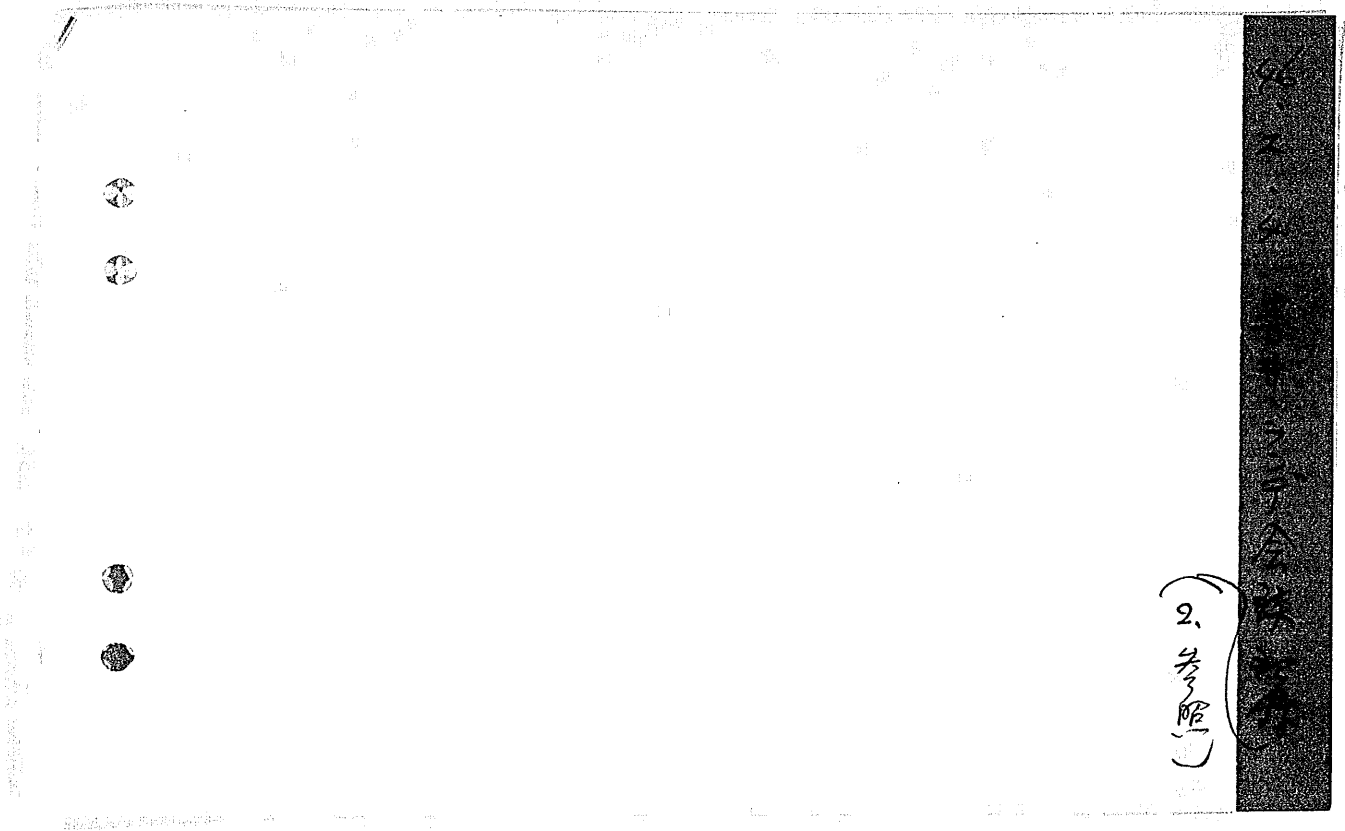


琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄の航空権益第二巻

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43485 |



2. 参考

秘
無期限

アメリカ局長
参事官
参事官
北米一課長
条約課長
国際経済課長
国際協定課長
中野調査官

航空局寺井審議官・在京米大使館
ランデ参事官会談 (要旨)

46.2.4
米北一 (法眼)

4日、ランデ参事官 (ポリック書記官同行)
は航空局寺井審議官 (松本国際課長、法眼
米北一事務官同席) を来訪し、チャーター問題
及び沖縄に於ける米航空問題に関し会談した
この要旨下記のとおり。

記

1. チャーター問題

GA-5

外務省

(1) チャーター取決め問題
まず「ラ」参事官より、昨年末のワシントン

での日米航空交渉において、米側は本件に関し
日本側と取決めを結ぶべく、71年早々に

東京に代表団を派遣して日本側と協議したい
旨提案した経緯がある。米側においてその後

検討した結果、この問題に関する日米双方の立
場は余りにかけはなれており、現時点で話し

合いを行なっても得るべきことがほとんどないとい
う結論に達した。従って、昨年12月の提案

と取り下げることをしたい。と述べた。
これに対し寺井審議官より、日本側として米

側のかかる申し入れを了承する旨答えた。

(2) 71年チャーター便数枠問題

GA-6

外務省

この部分、ワシントンに電報報告済み。

山本、押(復)224

「ラ」参事官より、先日マイヤー大使より愛知大臣に手交したトーキング・ペーパーにおいて

米側が明らかにしている如く、71年便数枠については米側として重大な関心を持っており

(議会の圧力、ボーイスカウト大会等を例としてあげる)出来るだけ好意的な便数枠を早期に決定して欲しい旨述べた。

これに対し寺井審議官より、上記トーキング・

ペーパーは米側の一方的な言い分ばかり書かれており、日本側の立場に対する考慮が

一つも払われていない。日本側においても、色々な複雑な事情があるので、この点

十分理解して欲しい。いずれにせよ本件は内部で検討中であるということが申し上げ

られない旨答えた。

2. 沖縄問題

(1) 「ラ」参事官より、別添の統計資料を提

示しつ(本資料は米北一にも同日朝届けられた)次のとおり述べた。

(1) (本統計は68年のものである上、極めてラフなものであり、目下69年についてより詳

しいものを準備中である旨前置しつ)米側としては10年という暫定期間は長すぎ

た(考慮の点として)日本側は受け入れ難いだろうと(カボタージュと日本側)の

が認められないという点から、暫定期間の点で十分カバーしてもらう必要がある。そこで日本

側、少なくとも航空局としては、どの程度の

暫定期間存続のみならず、^か内々知らせは
くわまいか、と述べた。

(1) これに対し寺井審議官及び松本国際
課長より、それぞれ政府として「暫定期間を

認めたい」という米側の申し入れにどのよう
に対処するかという点がまだ決っていない

現時点において、^(暫定期間の長さ)年数について意見を述べ
るような立場にはあり得ない旨答えた。

(2) 次に「ラ」参事官より付表について言及
し、いずれにせよ付表の路線(3)は消すこと

になる訳だが、暫定期間が認められた際には
路線(1)、(2)にそれぞれ那覇を加えること

が米側として適切であると考えている旨^(述べた)
述べた。

これに対し、松本課長より付表については基本

的には外務省特に条約局の見解が主と
なる訳で詳細なコメントは避けたいと

前置きして路線(3)を消すことは当然だが
路線(1)、(2)に那覇を加えることは適当で

ないと思う。いずれにせよ暫定期間です決
つていない段階で付表について話し合うこと

は適切でないと思う旨答えた。

取扱注意

(2月4日 在京米国大使館
より参考資料)

h

1968 Japanese Carrier Earnings from Okinawa Services

| | <u>Thousands of Dollars</u> | |
|-------------------|-----------------------------|--------------------------|
| | <u>1968</u> | <u>January-June 1969</u> |
| Okinawa-Japan | \$5,894 | \$4,384 |
| Okinawa-Taipei | 1,143 | 513 |
| Okinawa-Hong Kong | 12 | Negligible |
| | <hr/> | <hr/> |
| | \$7,049 | \$4,897 |

1968 US Carrier Earnings from Okinawa Services

| | <u>Thousands of Dollars</u> | |
|---------------------------|-----------------------------|--|
| | <u>1968</u> | <u>January-June 1969</u> |
| Okinawa-US service | \$1,612 | |
| Okinawa-Taipei service | 280 | |
| Okinawa-Hong Kong service | 395 | |
| Okinawa-Manila service | 225 | |
| Okinawa-Japan service | 3,218 | \$1,882 |
| | <hr/> | <hr/> |
| | \$5,730 | (Other Jan-June 1969 figures for US carriers not available in Tokyo) |

秘密表示 (朱印)
無期限


あて先別

| | | | |
|------|-----|-----|----|
| 部数指示 | 発信用 | 執務用 | 備考 |
| 主信 | 2 | 2 | 4 |
| 副 | | | |
| 送 | | | |

発送日 昭和46年2月10日
処理日
発着日
検査

文書課長 (印) 公信案 (分類)

公信番号 米北/合 531 号 公信日付 昭和46年2月10日

| | | |
|---------------------|--------------------|---|
| 大臣 | 主管 | 起案 昭和46年2月10日 |
| 政務次官 | アメリカ局長 |  起案者 田中 電話番号 467 |
| 事務次官 | 参事官 | |
| 外務審議官 | 参事官 | |
| 外務審議官 | 北米才一課長 | |
| 官房長 | | |
| 協賛先 沖縄 辺野古 | | |
| 受信者 | 発信者 | |
| 在米 牛場大使 在沖縄 高瀬大使 | 外務大臣 | |
| 寄送付先 | (希望発送日) | |
| 件名 | 米北航空問題に付したる会談記録の送付 | |

GA-2 外務省 回覧番号 10 246

米北/合 531号

在外公館長殿

外務大臣

(件名)
日米航空問題に付したる会談記録の送付

引用公・電信
日付・番号

2月11日 運輸省航空局 赤井審議官と在米
米大使館 三浦参事官との間に 日米航空問題に
付したる会談に付したる会談記録の送付。同会談記
録を貴使参事官に別添のとおり送付す。

本信送付先: 米 沖縄邊野古 日本政務代表

※ 付属添付 付属空便 (行) 付属空便 (DP) 付属船便 (貨) 付属船便 (郵)

(※印は文書課記入)